

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(福祉保健課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(ク)

公布された規則のあらまし

◇災害救助法施行細則の一部を改正する規則

一 救助のため支出できる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。

(別表第一関係)

救助の種類	支出することができる費用の限度額	
	現 行	改 正 後
避難所の供与 (二〇〇人一日当たり)	一一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
応急仮設住宅の供与 (二戸当たり)	一、二七五、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円
炊き出し等食品の給与 (一人一日当たり)	八四〇円	八五〇円

二 実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第二関係)

日 当	区 分	金 額	
		現 行	改 正 後
保健婦、助産婦及び看護婦	業 劑 師	一〇、九〇〇円	一一、二〇〇円
		一六、六〇〇円	一七、〇〇〇円
		一一、四〇〇円	一一、七〇〇円
		一〇、九〇〇円	一一、二〇〇円
住宅の応急修理	(二世帯当たり)	二七一、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円
		三、八〇〇円	三、九〇〇円
		一四二、〇〇〇円	一四九、〇〇〇円
		一一三、六〇〇円	一一九、二〇〇円
障害物の除去	(二世帯当たり)	二二四、九〇〇円	一三四、一〇〇円
		一四二、〇〇〇円	一四九、〇〇〇円
		一一三、六〇〇円	一一九、二〇〇円
		二二四、九〇〇円	一三四、一〇〇円
被服、寝具その他	住家の全壊、全焼	四月一日から九月三十日まで	四八、一〇〇円
		冬 季	四八、一〇〇円
		夏 季	四八、二〇〇円
		その他	四八、二〇〇円
生活必需品の給与	生活必需品により被害を受け	冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、三〇〇円
		冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、四〇〇円
又は貸与	た世帯に	冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、四〇〇円
		冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、四〇〇円
又は貸与	対して行	冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、四〇〇円
		冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、四〇〇円
又は貸与	うもの	冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、四〇〇円
		冬 季	七三、三〇〇円
		夏 季	七三、四〇〇円

時間外勤務手当	土木技術者及び建築技術者	一六、六〇〇円	一六、九〇〇円
大工、左官及びびとび職	大工、左官及びびとび職	一九、三〇〇円	二〇、三〇〇円
医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	二、〇一〇円	二、〇六〇円
薬劑師	薬劑師	一、三八二円	一、四一八円
保健婦、助産婦及び看護婦	保健婦、助産婦及び看護婦	一、三三二円	一、三五七円
土木技術者及び建築技術者	土木技術者及び建築技術者	二、〇一〇円	二、〇四八円
大工、左官及びびとび職	大工、左官及びびとび職	二、三三八円	二、四五九円

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 四 この規則は、公布の日から施行し、平成六年四月一日から適用することとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営維持安定資金に係る償還期限を十年以内（現行七年以内）に改めることとした。（第一条関係）
- 二 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 三 二の規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 次のとおり救命消防設備購入資金の貸付限度額及び償還期間を改正することとした。（別表第一関係）

資金の種類	貸付限度額		償還期間 (据置期間を含む)	
	現行	改正後	現行	改正後
救命消防設備購入資金	五十万円	六十五万円	二年以内	五年以内

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

災害救助法細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の1の(四)の1中「二、〇〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に改め、同号の2の(一)中「みずから」を「自ら」に改め、同号の2の(三)中「一、二七五、〇〇〇円」を「一、三九〇、〇〇〇円」に改め、同号の2の(四)中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同表第二号の1の(三)中「八四〇円」を「八五〇円」に改め、同表第三号の1中「そう失」を「喪失」に、「行なう」を「行う」に改め、同号の2中「行なう」を「行う」に改め、同号の3の(一)中「四八、一〇〇円」を「四八、二〇〇円」に改め、同号の3の(二)中「七三、三〇〇円」を「七三、四〇〇円」に改め、同

表第四号の1の(一)中「行なう」を「行う」に改め、同号の1の(三)中「行なう」を「行う」に改め、同号の2の(一)中「行なう」を「行う」に改め、同号の2の(二)中「行なう」を「行う」に改め、同表第五号の1中「行なう」を「行う」に改め、同表第六号の1中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改め、同号の3中「二七二、〇〇〇円」を「二九五、〇〇〇円」に改め、同表第八号の1中「そう失」を「喪失」に、「行なう」を「行う」に

改め、同号の2中「行なう」を「行う」に改め、同号の3の(二)中「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表第九号の1中「行なう」を「行う」に改め、同号の3中「二四二、〇〇〇円」を「二四九、〇〇〇円」に、「一一三、六〇〇円」を「一一九、二〇〇円」に改め、同表第十号の1中「行なう」を「行う」に改め、同表第十一号の1中「行なう」を「行う」に改め、同表第十二号の1中「みずから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改め、同号の3中「一二四、九〇〇円」を「一三四、一〇〇円」に改める。

別表第二第一号の1の(一)中「一六、六〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、同号の1の(二)中「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改め、同号の1の(三)中「一〇、九〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「一六、六〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同号の1の(五)中「一九、三〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に改め、同号の2の(一)中「二、〇一一円」を「二、〇六〇円」に改め、同号の2の(二)中「一、三八一元」を「一、四一八円」に改め、同号の2の(三)中「一、三三二円」を「一、三五七円」に改め、同号の2の(四)中「二、〇一一円」を「二、〇四八円」に改め、同号の2の(五)中「二、三三八円」を「二、四五九円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十五号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「七年」を「十年」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十六号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号9中「五十万円」を「六十五万円」に、「二年」を「五年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。